

新型コロナウイルス感染拡大防止のための県立広島大学活動基準

【期間】令和2年8月1日～ 3週間後を目途（8月下旬）に見直し

【警戒カテゴリー】感染拡大状況や政府，自治体等の方針を踏まえた大学全体の状況を示すカテゴリー

カテゴリー	定義	現状
A (注意)	感染の危険性が大幅に減少した場合。	
B (要注意)	感染経路が不明な事例が複数確認される等，感染が拡大状況にある場合。	
C (高度警戒)	感染が拡大し，広島県が政府専門家会議の「感染拡大警戒地域」に指定，もしくは移行する可能性が高い状態で，いまだ緊急事態宣言対象地域に指定されておらず，国や自治体からの休校要請がない場合。 単発の感染者の発生などによる建物や部局レベルの一時閉鎖などの場合。 状況により，レベルDにすることもあり。	
D (緊急事態)	国の緊急事態宣言などにより，国や自治体による一斉休校要請のある場合，キャンパス内の複数部局で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合，など。	

【活動基準】教職員及び学生の区分毎の具体的な活動基準

1 教育（講義・授業・演習と実験・実習）

レベル	活動状態	備考	現状
1	感染拡大防止措置の上 ・演習・実習，WS形式の実施 ・スクール形式授業の実施 オンライン授業の積極的利用	アクセスポイント 提供	
2	感染拡大防止措置の上 ・演習・実習，WS形式の制限 ・工夫（同時受講人数の制限等）のうえスクール形式授業の実施 オンライン授業主体の講義	アクセスポイント 提供	
3	感染拡大防止措置の上 ・演習・実習，WS形式の停止 ・スクール形式授業の制限 オンライン授業主体の講義	アクセスポイント 提供	
4	原則オンライン授業のみの実施	・夏季休業期間中の授業については，原則オンライン授業で実施する。 実習・実験等で，理事長の承認を得たものについては，特別に対面授業での実施を認めるものとする。	
5	全休講		

アクセスポイント：インターネット環境がない学生が利用できる学内WiFi やPC が利用できる場所

2 教員・研究活動

レベル	活動状態	備考	現状
1	時差出勤，テレワークの利用 感染拡大防止に留意し，研究活動を継続		
2	時差出勤，テレワークの活用 感染拡大防止に留意し，研究活動を継続 大人数（目安は10人以上）のセミナー等は自粛 オンラインでのディスカッション推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への移動については，感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して，リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。 ・特に継続して新規発生している地域への移動については慎重に判断。 	
3	時差出勤，テレワークの積極的活用 感染拡大防止に留意し，研究活動を継続	<ul style="list-style-type: none"> ・一部地域への不要不急の出張・旅行は自粛 	
4	現在進行中の実験・研究の継続に必要な最小限の研究関係者のみ入構許可 それ以外の研究室は，資産維持のための必要最小限の入室は許可（例：生物の管理，液体窒素補充，冷凍機維持等） その他はテレワーク ただし，オンライン授業録画やオンライン配信のための入構は可（要事前連絡）		
5	全ての研究室で，研究資産維持のために必要最小限の人員のみ入構許可 その他はテレワーク		

3 事務職

レベル	活動状態	備考	現状
1	時差出勤，テレワークの利用 感染拡大防止策を実施の上，大学において勤務		
2	時差出勤，テレワークの活用 感染拡大防止策を実施の上，大学において勤務		
3	時差出勤，テレワークの積極的活用 全事務部において，執務室の分割等による職員間接触の低減等の感染拡大防止策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への移動については，感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して，リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。 ・特に継続して新規発生している地域への移動については慎重に判断。 	
4	事務機能の制限，必要最低限の機能に限り最小限の人員の出勤 その他はテレワーク		
5	大学施設の維持管理及び緊急時対応のために必要な職員のみ出勤 その他はテレワーク		

4 会議等

レベル	活動状態	備考	現状
1	オンライン会議の積極的活用 感染拡大防止措置を徹底した上、対面会議の実施		
2	可能な限り、オンライン会議により実施 感染拡大防止措置を徹底した上、対面会議の実施	・大人数が参加する会議等は、オンライン会議を積極的に活用。	
3	原則オンライン会議により実施 感染拡大防止措置を徹底した上、対面会議の実施		
4	陪席を含め10人以上の会議はオンラインで行う		
5	オンライン会議のみの実施		

5 学生の入構制限

レベル	活動状態	備考	現状
1	講義受講生を除く学部学生は登校を自粛 相談等がある場合は可		
2	講義受講生（理事長が承認した対面授業の受講、 対面授業の受講に前後して構内での受講が必要となる オンライン授業の受講（非常勤職員としての勤務の前後に オンライン授業を受講する場合も含む）を除く学部学生は 登校を自粛。 ただし、次の場合は入構可。 ・大学が許可した施設等（3密回避等の対策がされたもの） の利用（図書館の利用、証明書発行機の利用等） 予約不要 ・卒論・修論に関する実験・研究の実施（指導教員が必要と 認める場合に限り） ・相談等がある場合や大学が許可した施設等（自由な利用では 3密回避等の対策が困難なもの）の利用 予約制 ○ただし、登校した場合でも大学滞在は最短時間とする。	・IC学生証等による入構記録を継続実施。 【相談等の例】 ・教職員との対面指導・相談が必要な活動（卒論・修論指導、 実習、研究、就職・学生生活に係る相談等） ・学生を非常勤職員として雇用する場合、業務実施日の入構可 （予約不要）。業務実施にあたっては、3密回避等の感染防止 対策を徹底する。	
3	原則登校禁止 ただし、現在進行中の実験・研究に従事する大学院生を除く	原則メディア授業のみ実施	
4	原則登校禁止 ただし、大学院生については、資産維持のための必要最小限の 登校のみ許可（例：生物の管理、液体窒素補充、冷凍機維持等）	入構する場合は許可制	
5	登校禁止		

6 課外活動

レベル	活動状態	備考	現状
1	感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施		
2	感染拡大防止に最大限配慮 キャンパス内外における屋内での集会を禁止		
3	感染拡大防止に最大限配慮 活動状態に応じて一部の課外活動のみ許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学施設を利用しての屋内での活動は原則不可。 ・ 屋外での活動については、感染拡大防止対策等の実施状況を十分に確認の上、学部長が許可する。 	
4	屋外での個人練習のみ許可		
5	全面活動停止	学部生・大学院生の原則登校禁止	

7 出張・旅行

レベル	活動状態	備考	現状
1	流行地域への出張・旅行に対し注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。 ・ 特に継続して新規発生している地域への移動については慎重に判断。 	
2	流行地域への不要不急の出張・旅行を自粛		
3	緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行を原則禁止 その他地域への不要不急の出張・旅行を自粛		
4	全ての出張・旅行を原則禁止		
5	全ての出張・旅行を含む全ての移動を原則禁止 不要不急の外出等は自粛，原則自宅待機	テレワーク実施	